

## 4 地盤環境

### (1) 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。

地盤はいったん沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止の取組みが重要です。

#### ① 地盤沈下の現況

大阪市内では、重化学工業をはじめとした産業活動が活発であった昭和10年から17年頃においては、地下水の過剰な採取が行われていた臨海部の工業地域で、地盤沈下による被害が拡大し、年間沈下量は最大18cmにまで及びました。昭和20年前後には、産業活動が沈静化し、それに伴う地下水採取も減少したため、地盤沈下は一時停止しました。しかし、戦後の動乱期を終え、再び産業活動が活発化し、地下水の過剰採取が行われるようになったため、昭和25年頃から再び沈下が進行し、昭和35年には20cm以上の年間沈下量を記録しました。

地盤沈下は工業用に地下水を採取するだけでなく、冷房や水洗便所の普及による建築物用地下水利用でも起こることが明らかになったため、大阪市では全国に先駆けて昭和34年に「大阪市地盤沈下防止条例」を制定しました。また、昭和37年には「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」が制定されるとともに、「工業用水法」の改正が行われ、地下水採取規制等の対策の推進により、昭和38年以降沈下の進行は鈍化し、近年では沈静化の傾向にあります。

#### ② 地盤沈下の観測

##### ア. 地下水位の観測

地下水の過剰なくみ上げにより地盤沈下が生じる場合には、地下水の圧力が低下するため地下水位も低下します。そのため、大阪市では、市内11地点において15本の観測井により、地下水位の変動状況を観測しています。

平成20年の観測結果によると、前年と比較して、地下水位が上昇した観測井は13本（0.05m～0.37m）、地下水位が下降した観測井は2本（0.01m～0.03m）でした。

（資料1-4-1 P資17）

##### イ. 地盤沈下の観測

地盤沈下水準測量は、平成11年度から隔年実施となり、直近では、平成19年度に測量延長250km、水準点\*213点について実施しました。平成19年度に実施した地盤沈下水準測量の観測結果は、資料1-4-2（P資17）のとおりです。平成18年から19年における最大沈下量は1.34cmであり、1cm以上沈下した地点が2箇所でした。これは、前回調査（最大沈下量が2.76cm、2cm以上沈下した地点が7箇所）と比べ、沈下の程度が小さいことを示しています。

なお、大阪市各区主要地点の2年毎の変動量は資料1-4-3（P資18）に示すとおりです。

また、大阪市内における地盤沈下と地下水位の経年変化は、資料1-4-4（P資18）に示すとおりです。

#### ③ 地盤沈下対策

大阪市では、昭和9年以来、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、昭和26年には工業用水道の建設に着手しました。さらに、昭和36年11月には、大阪府・大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成し、国に立法措置を促す一方、防止対策の推進に努めてきました。

地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工業用、建築物用等の地下水の採取を規制しています。

##### ア. 工業用水法

工業用地下水の採取を規制するため、昭和31年に工業用水法が制定され、昭和37年には同法の一

部改正により強化されました。

大阪市域については、昭和34年、37年、38年及び41年と4次にわたり指定地域の拡大が行われ、現在では指定地域に工業用水道の給水を行っています。

なお、同法に基づく地下水採取規制の要点は次のとおりです。

- ・ 法指定地域内において、動力を用いて工業用地下水を採取しようとする場合、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2つ以上あるときはその断面積の合計）が $6\text{cm}^2$ を超えるものは規制の対象となり、大阪府知事の許可が必要です。

#### イ. 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

工業用水法施行後も、建築物用水として地下水を多量に採取していた都市部では地盤沈下が進行したため、新たに建築物用地下水の採取を規制することとなり、昭和34年4月、全国にさきがけ大阪市地盤沈下防止条例を制定し、5区を指定して、井戸新設の制限、水源転換の指導を行ってきました。

一方、大阪地盤沈下総合対策協議会の働きかけにより、昭和37年5月「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が公布され、大阪市全域が指定地域となり規制されることとなりました。規制の要点は、①の工業用水法と同じですが、建築物用地下水の採取については、大阪市長の許可が必要です。

#### ウ. 大阪府生活環境の保全等に関する条例

大阪市域の地下水採取は、前記二つの法律により規制されていますが、さらに大阪府生活環境の保全等に関する条例では、揚水機の吐出口の断面積が $6\text{cm}^2$ を超えて、かつ、動力を用いて地下水を採取している者に対して、地下水の使用用途に関わらず、水量測定器の設置及び地下水採取量の報告が義務づけられています。

## (2) 地下水汚染

### ① 地下水汚染の現況

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が非常に難しく、未然に防止することが重要です。

そのため環境庁（現環境省：以下同じ）は、平成元年6月、水質汚濁防止法の一部改正（平成元年10月1日施行）により、有害物質を含む地下浸透水の浸透を禁止するなどの措置を行いました。

平成8年6月には、汚染された地下水について、人の健康を害するおそれのあるときは「都道府県知事は、汚染原因者に対して、相当の期限を定めて地下水の水質浄化のため、措置をとることを命ずることができる。」とされました。（平成9年4月1日施行）

なお、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」については、現在、鉛などの26項目について定められています。（付録8-4 P資46）

大阪市では、水質汚濁防止法の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング\*調査を行っています。

平成20年度の地下水汚染調査結果は、表1-4-1に示すとおり、概況調査における環境基準適合状況は、8調査地点中6地点で適合していました。

（資料1-4-5～8 P資19）

表1-4-1 地下水汚染調査結果の概要

調査種別	調査 地点数	調査項目	環境基 準適合 状況	環境基準超過項目
概況調査 (資料1-4-6)	8	26項目	6/8	鉛、 <sup>六</sup> 1,2-ジクロロエチレン
汚染井戸周辺地区調査 (資料1-4-7)	12	概況調査による検出項目	11/12	ほう素
定期モニタリング調査 (資料1-4-8)	7	汚染に係る項目	2/7	砒素、 <sup>六</sup> 1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注1. 概況調査：地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する調査

【市域を2kmメッシュに区分し、その中から毎年異なる地点を選定（資料1-4-5 P19）】

2. 汚染井戸周辺地区調査：概況調査等によって発見された汚染について汚染範囲を確認するために実施する調査
3. 定期モニタリング調査：汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査

## ② 地下水汚染対策

地下水汚染対策については、関係部局（環境局、健康福祉局、水道局、環境科学研究所、建設局）で構成する「大阪市地下水汚染対策連絡会議」（昭和62年設置）において、各局が連携し、大阪市として統一的な対策の推進に努めています。

地下水汚染については、関係部局が協力し、地下水汚染の未然防止のための知見の収集に努めるとともに、市域の全般的な地下水質の実態把握に基づき、汚染が確認された地域の地下水質の継続的な監視に努めています。

## （3）土壤汚染

土壤は、環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の存在の基盤として、また、物質循環の維持の要として重要な役割を担っています。土壤汚染の原因はさまざまですが、主として有害物質の不適切な取り扱いや施設の破損などによる漏洩、廃棄物の埋立等による土壤への混入などがあげられます。

土壤汚染には、重金属等の有害物質が土壤に蓄積されることで、汚染状態が長期にわたるという特徴があります。このような特徴を踏まえ、水質を浄化し地下水を涵養する機能を保全する観点から、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン\*等の27項目

が土壤の汚染に係る環境基準として定められています。（付録8-13 P51）

また、ダイオキシン類\*については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壤環境基準が定められています。

### ① 土壤汚染対策法の施行

市街地等の土壤汚染は、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い判明する事例が増加しており、全国的に問題となっています。

有害物質による土壤汚染は、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことがあるから対策ルールの確立への社会的要請が強まり、「土壤汚染対策法」が制定され、平成15年2月15日に施行されています。

同法は、土壤汚染による健康被害の防止を目的としており、有害物質の製造等を行う施設を廃止した土地や市長が土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認める土地については、土地所有者等がその土地の土壤調査を実施することや、調査の結果、汚染状況が基準に適合していないときは、市長はその土地を指定区域として指定・公示し、台帳に記載し閲覧に供することが規定されています。

また、市長は、指定区域内の土壤汚染により健

康被害を生じるおそれがあるときは、土地所有者等に対して汚染の除去等の措置を命ずることや、指定区域内の土地の形質変更が一定の基準に適合しないと認めるときは、計画変更を命ずることが規定されています。（土壤汚染対策法の概要 付録8-14 P資52）

なお、平成20年度における法第3条に基づく調査実施件数は19件となっています。（土壤汚染対策法施行状況 付録8-14 P資52）

## ② 大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正・施行

大阪府域では、土壤汚染による健康被害を防ぐため、土壤汚染に関する規制等を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成16年1月1日から施行されています。この条例は、法のしくみを基本に、ダイオキシン類を調査対象物質として追加するとともに、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更時における土地履歴等調査などの3つの調査機会を追加しています。（大阪府域の土壤汚染対策制度のしくみ 付録8-15 P資52）

なお、平成20年度における大阪府条例に基づく土壤調査実施件数は11件となっています。（大阪府条例施行状況 付録8-15 P資52）

## ③ 大阪市における土壤汚染の状況

土壤汚染対策においては未然防止が重要となるため、大阪市では、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、有害物質を適正に管理、処分するための規制・指導を行っています。

平成20年度に報告書等の提出があった土壤調査件数は59件、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は38件となっています。

これまでの土壤汚染では、汚染範囲は、表層から深度10mまでがほとんどで（図1-4-1）、基準超過物質は、重金属等では鉛（159件）、砒素（95件）が、揮発性有機化合物（VOC）\*では、

ベンゼン\*（30件）が多くなっています。

（図1-4-2）

また、業種別では金属関係、化学関係、石油石炭関係の業種からの基準超過の報告が多くなっています。（図1-4-3）

恒久対策の内容を見ると、汚染土壤の掘削除去（掘削土壤は最終処分場で処分、またはセメントに再利用等）が実施された事例が多くなっています。

（図1-4-4）

図1-4-1 汚染種類別基準超過深度

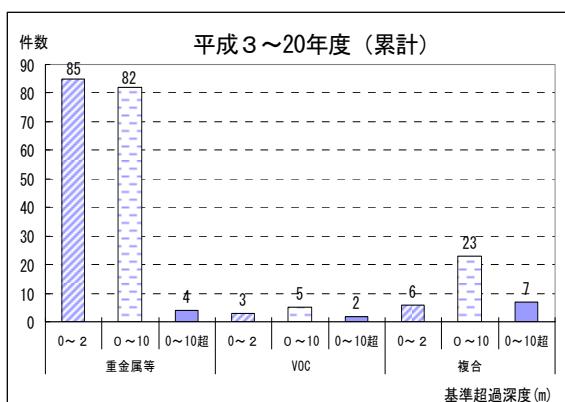


図1-4-2 土壤汚染物質別基準超過件数

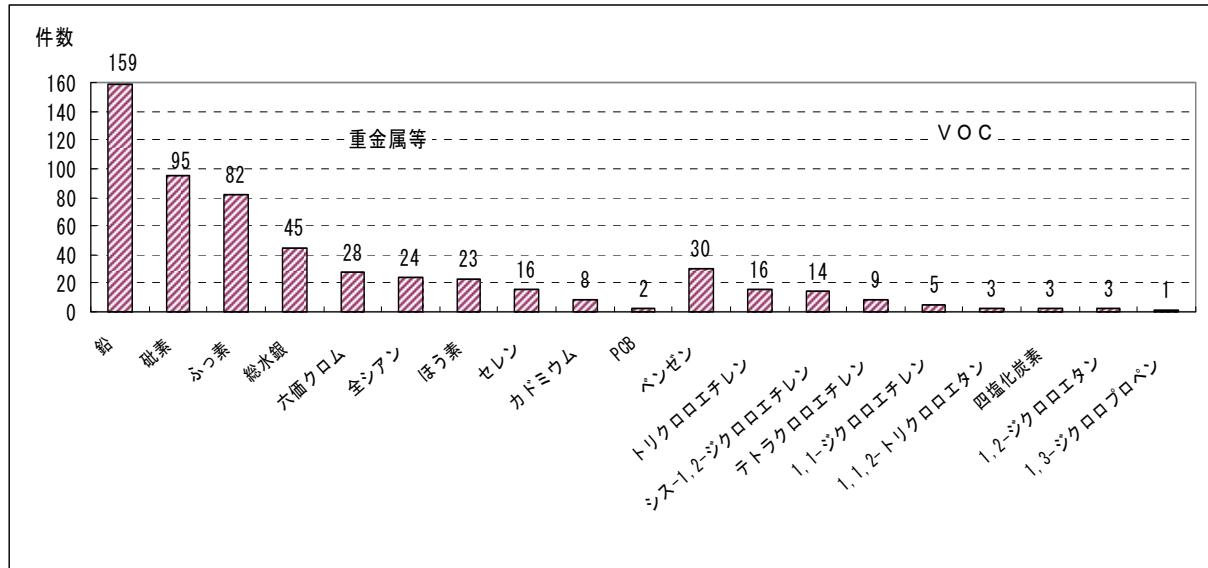
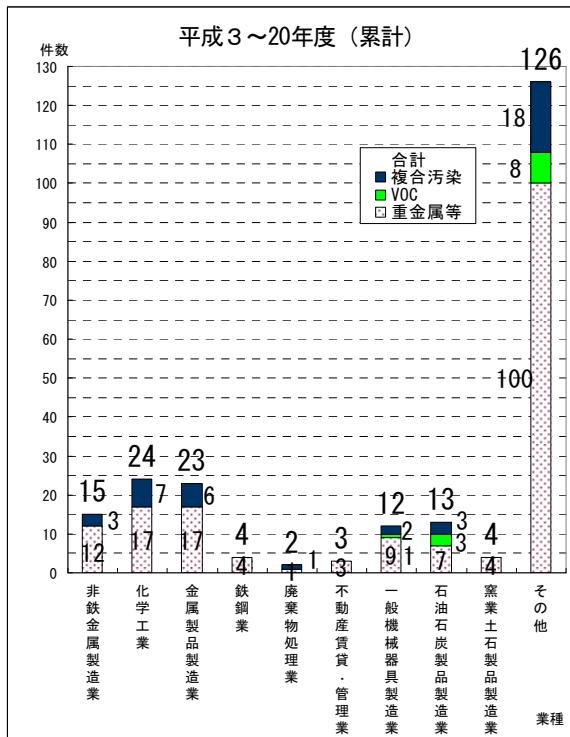


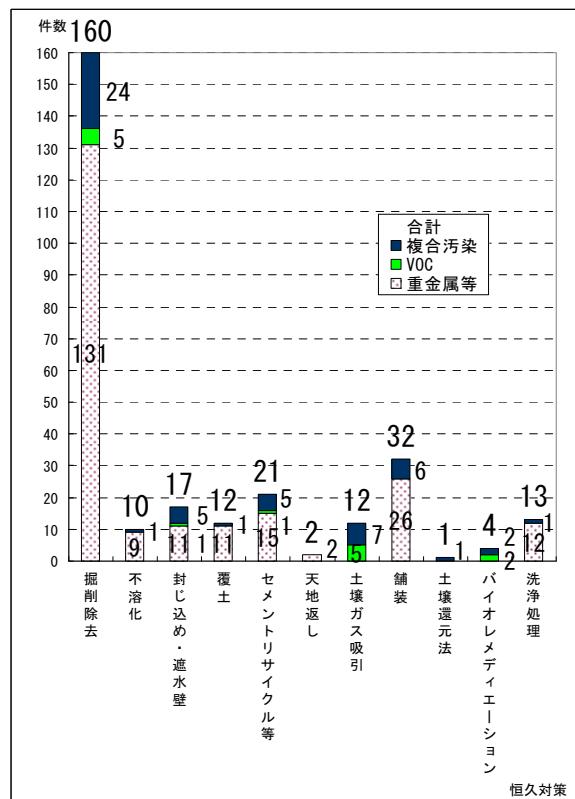
図1-4-3 業種別汚染種類別基準超過件数



※業種は、本市に報告のあった時点もしくは過去の主な当該土地における業種であり、汚染原因がその業種によるものであるかは特定できない。

※複合汚染とは、VOCと重金属等がともに基準を超過している汚染を示す。

図1-4-4 汚染種類別恒久対策内容



恒久対策

#### ④ 大阪市の取組み

##### ア. 土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全

###### 等に関する条例に基づく規制・指導

土壌汚染による市民の健康被害の防止と今後の街づくりの円滑な推進のため、法・条例に基づく規制・指導を行うとともに、法・条例の周知・啓発等を進めています。

###### イ. 自主的な土壌調査への支援

法・条例に基づく取組だけでなく、自主的な土壌調査の実施に対しても十分な指導・助言が可能となるよう、土地履歴、有害物質取り扱い情報の整備、土壌汚染対策技術の収集・提供などに努めています。

###### ウ. 土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進

土壌汚染対策においては調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明し、当該地の周辺住民が環境リスクや対策の効果等について理解し、不安を解消するための「リスクコミュニケーション」が重要です。

大阪市では、土地所有者と土壌汚染が発見された土地の周辺住民との間のリスクコミュニケーション促進のため、土壌汚染物質による環境リスクやリスク管理手法についての情報の収集・提供やコミュニケーション手法の指導などを推進しています。